

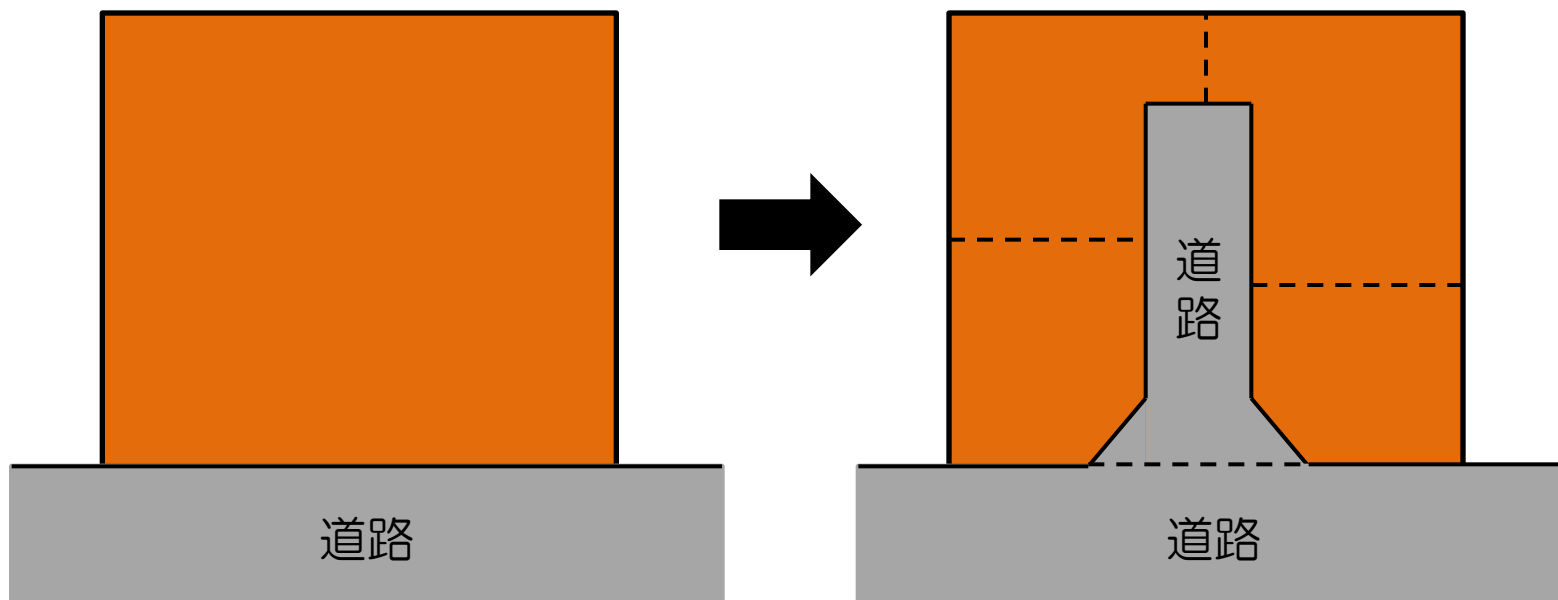
1. 都市計画法第29条の許可を要する開発行為
2. 土地の分譲を目的として行う500平方メートル以上の土地の境界の変更で、5区画以上となるもの
3. 15戸以上の集合住宅の建築
4. 高さが10メートルを超える建築物の建築
5. 延べ面積が500平方メートル以上の建築物の建築で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの
6. ペット霊園、スポーツ・レクリエーション施設又は自動車販売場の設置又は増設で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの
7. 駐車場の設置又は増設で駐車台数が40台以上のもの

# 1. 都市計画法第29条の許可を要する開発行為

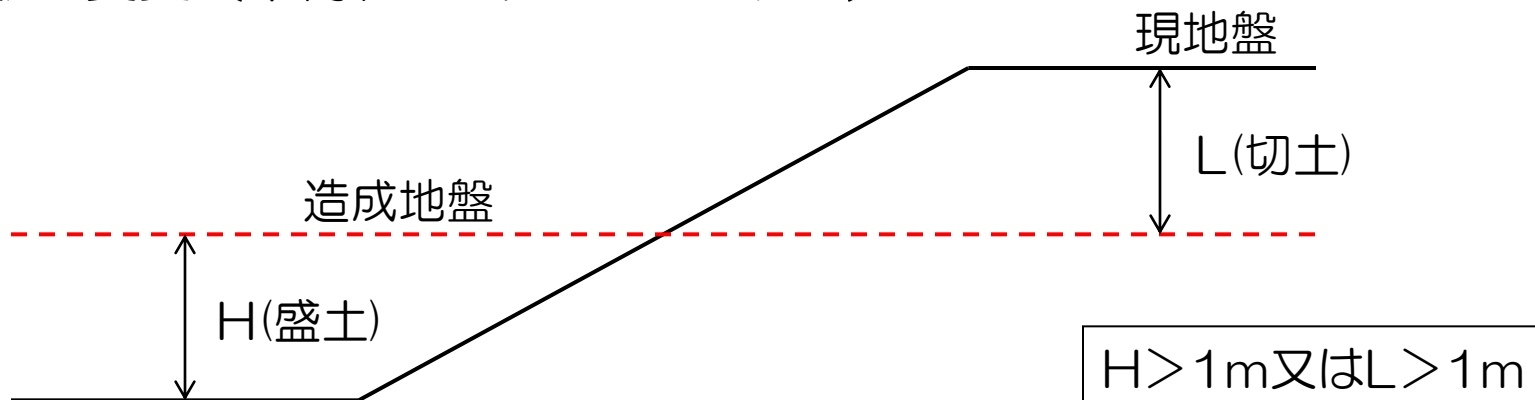
定義（都市計画法第4条第12項）

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

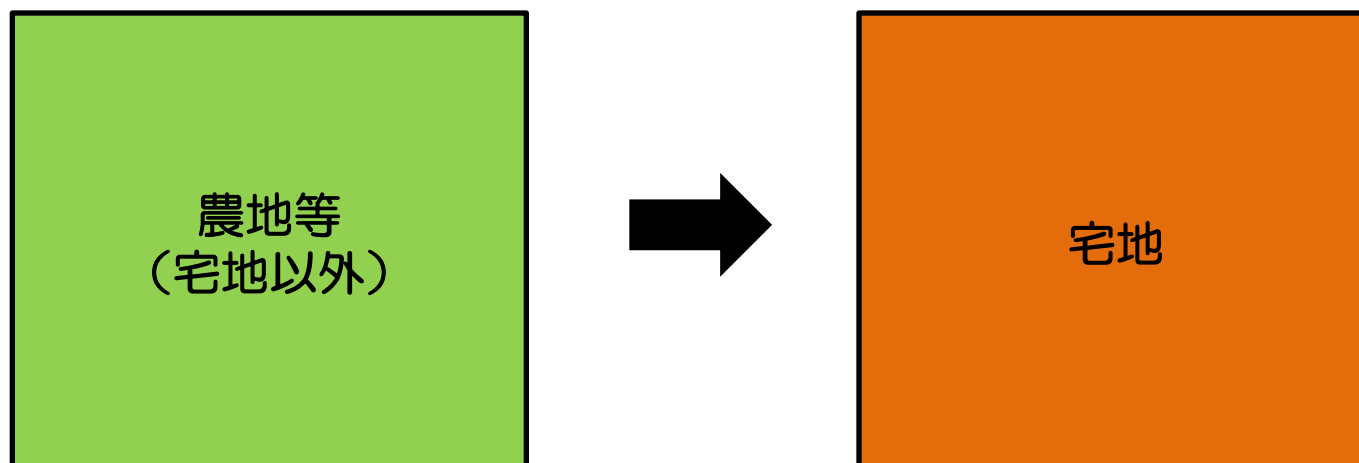
## ●区画の変更（市街化区域：500m<sup>2</sup>以上）



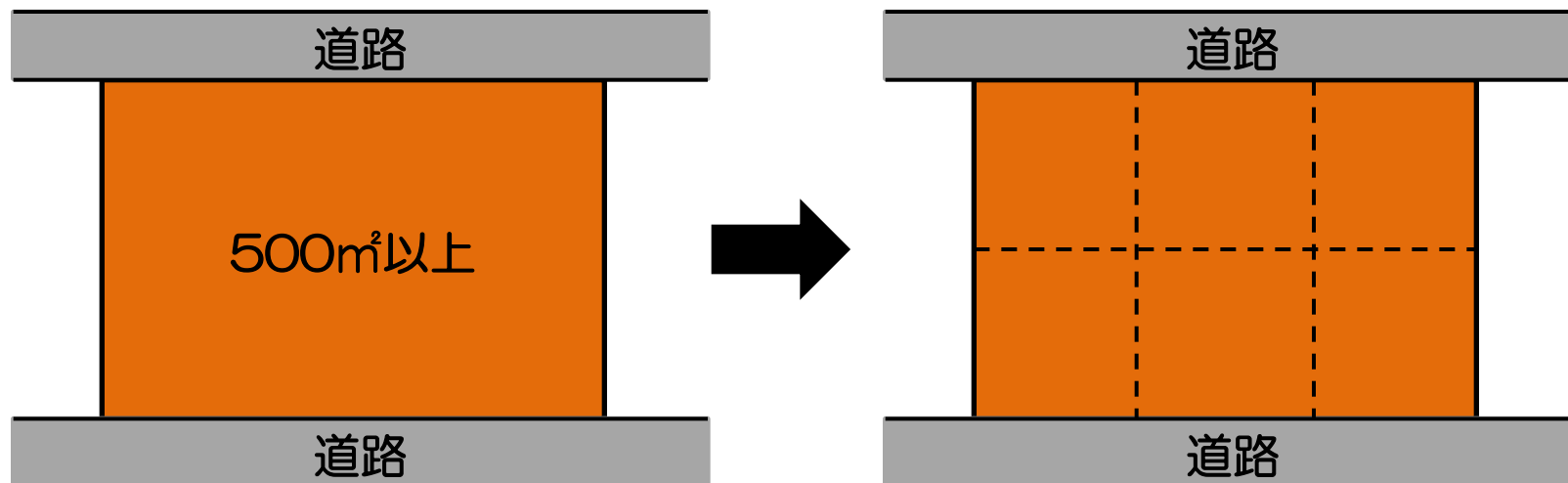
●形の変更（市街化区域：500m<sup>2</sup>以上）



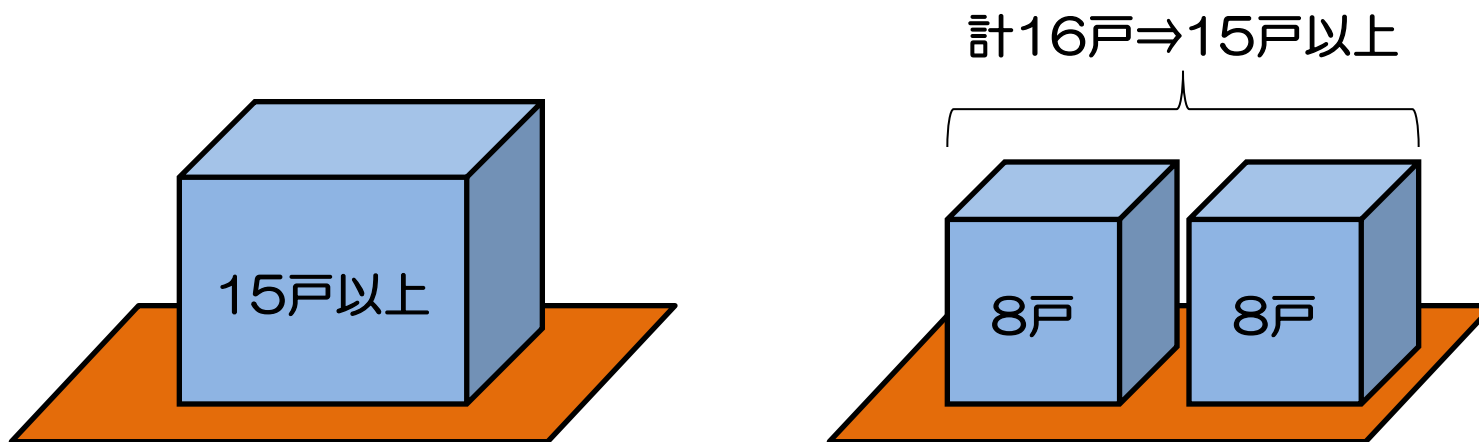
●質の変更（市街化区域：3,000m<sup>2</sup>以上）



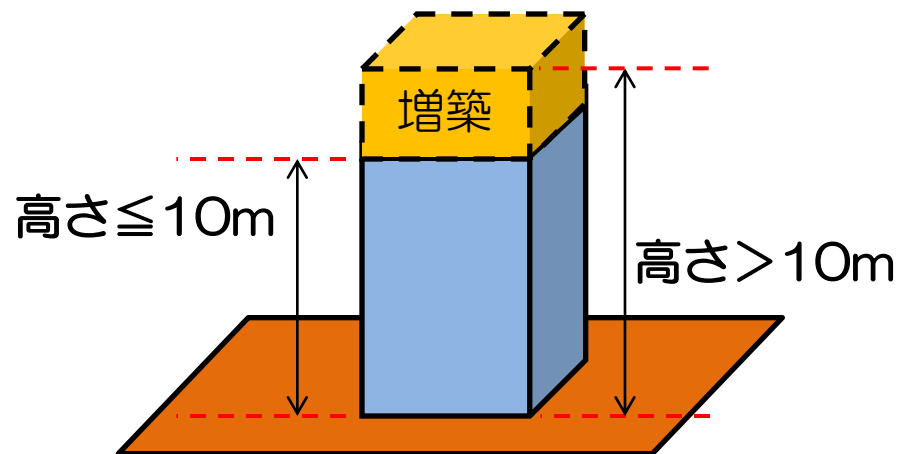
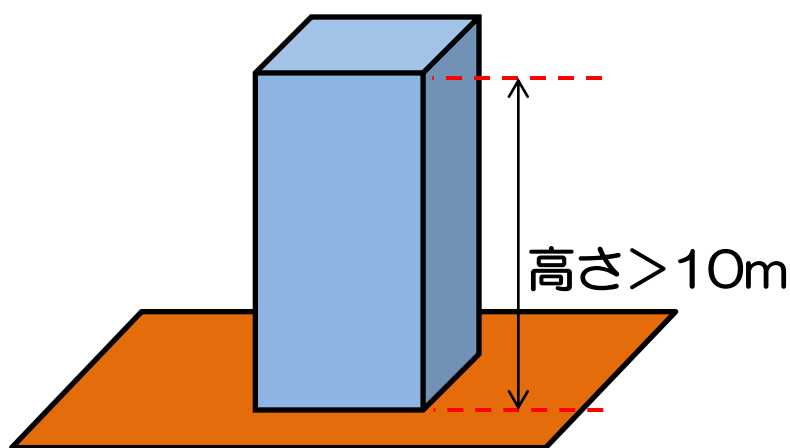
2. 土地の分譲を目的として行う500平方メートル以上の土地の境界の変更で、5区画以上となるもの



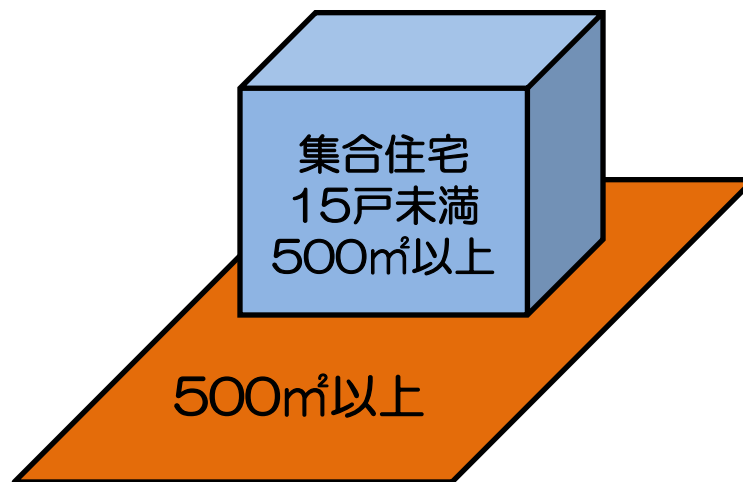
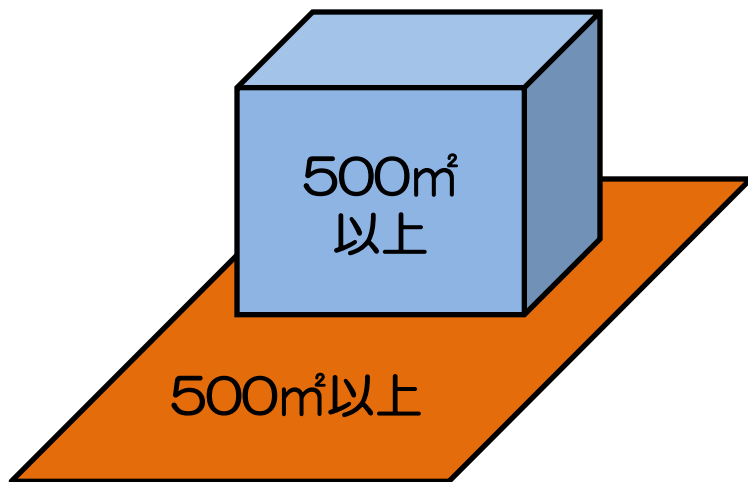
3. 15戸以上の集合住宅の建築



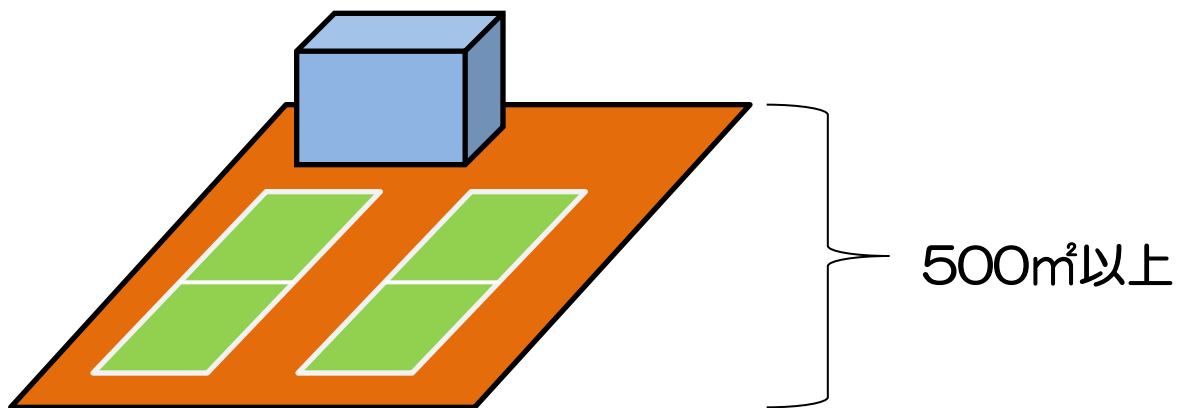
#### 4. 高さが10メートルを超える建築物の建築



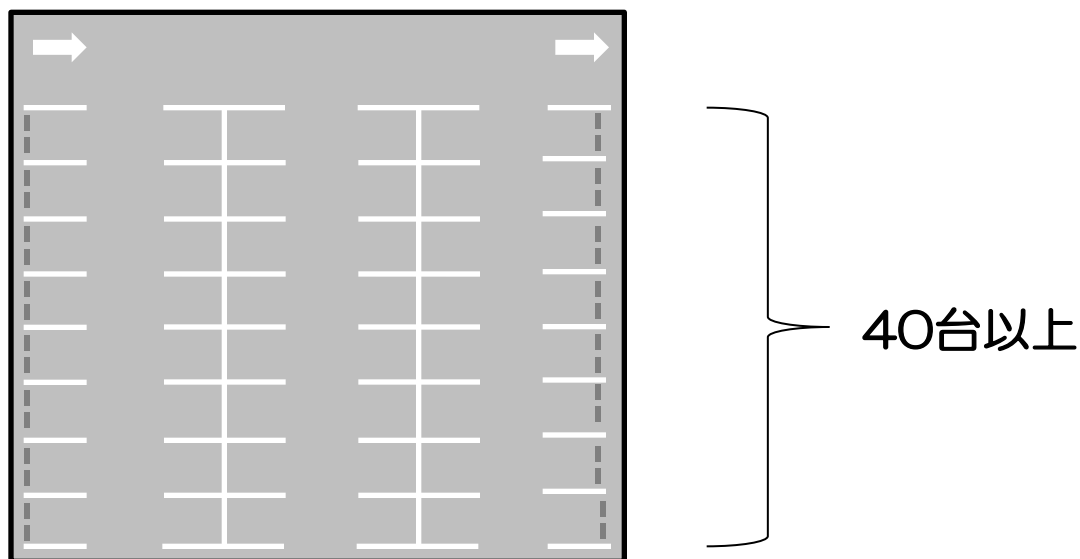
#### 5. 延べ面積が500平方メートル以上の建築物の建築で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの



6. ペット霊園、スポーツ・レクリエーション施設又は自動車販売場の設置又は増設で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの



7. 駐車場の設置又は増設で駐車台数が40台以上のもの



## 参考 都市計画法(抜粋)

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
  - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
  - 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
  - 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
  - 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
  - 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
  - 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
  - 九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
  - 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
  - 十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。